

(平成25年10月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、国民年金に加入した時から、自分と私の妻との二人分の国民年金保険料を地区の集金人を通じて納付していた。申立期間について、妻の分のみが納付済みとされており、私の分は未納とされていることに納得がいかない。

申立期間について、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であり、申立人は、昭和 48 年 9 月頃に国民年金の加入手続を行い、同年 4 月から 60 歳到達月の前月（平成 20 年\*月）までの期間の国民年金保険料は申立期間を除き全て納付済みであり、申立人の納付意識は高いことがうかがえる。

また、申立人が一緒に納付していたとする申立人の妻の保険料については、申立期間は納付済みとされていることが確認できる上、申立期間当時、申立人が居住する地区の保険料の集金を担当したことがあるとする者は、「申立人宅で集金を行った時はその都度二人分を納付してもらっていたので、申立人のみが未納とされているのはおかしい。」と供述しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から48年9月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から48年9月まで  
② 昭和48年12月

私は、大学在学中、親族に勧められて国民年金の加入手続を行い、申立期間①についてはA県B市内に所在する金融機関で、申立期間②については、C県D町に所在する金融機関で、それぞれ国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間①及び②について、いずれの期間も未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中（昭和44年4月から48年3月まで）、親族に勧められて国民年金の加入手続を行ったと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における当該記号番号の前後の国民年金の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和51年6月から同年9月までの間に払い出されていることが推認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の「国民年金の記録（1）」の被保険者となった日の欄の「昭和51年8月1日」との記載は、申立人に係るD町の国民年金被保険者名簿に記載されている国民年金被保険者資格の取得日と一致している。

さらに、申立期間①のうち、申立人の大学在学中である昭和45年6月から48年3月までの期間については、国民年金の任意加入被保険者となる所であり、申立期間①のうち48年4月から同年9月までの期間及び申立期間②については、国民年金の強制被保険者となる所、いずれも国民年金の未加入期間であり国民年金保険料を納付することができない上、申立人に対し

て別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が両申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、両申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。